

(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1,2号機建設計画

環境影響評価方法書のあらまし



平成28年1月

株式会社 千葉袖ヶ浦エナジー

〔写真：袖ヶ浦海浜公園、袖ヶ浦市の鳥(ウグイス)、袖ヶ浦市の花(ヤマユリ)〕

はじめに

平素より地域の皆様には当社の事業活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災は、わが国のエネルギーのあり方に様々な課題を提起し、電力需給問題等を契機に、低廉で安定的な電力供給が求められています。

そのような中、電力価格の低減や電力購入の選択肢の拡大といった社会的要請や期待に応え、エネルギー企業としての社会的意義を実現すると共に、地元地域経済に貢献していくことを目的に、出光興産株式会社、九州電力株式会社及び東京ガス株式会社は、三社共同で石炭火力発電所開発に向けた準備を進めるための特別目的会社として、株式会社千葉袖ヶ浦エナジーを設立しました。

石炭火力発電については、国の「エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定)において、「地学的リスクが化石燃料の中で最も低く、熱量あたりの単価も化石燃料で最も安い」ことから、「安定供給性と経済性に優れた重要なベースロード電源^{*1}」と位置づけられています。一方で温室効果ガスについては、「高効率石炭火力発電の有効利用等により環境負荷を低減しつつ活用していく」とされています。

また、電気事業法の改正(平成25年11月)により平成28年4月から小売の全面自由化が実施されることになりましたが、その基礎となった「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月閣議決定)において「安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」が目的とされています。

以上のような背景から、安定供給性、コストに優れ、かつ高効率の石炭火力を、お客さまに対し新たな選択肢を提供できる形態として三社で開発することは、国の方針にも合致し、十分意義あるものと考えています。

このため当社は、株主三社の強みを生かし、環境に配慮しつつ、より安全、安定的、安価な電力供給の実現に貢献していくため、出光興産株式会社が所有する千葉県袖ヶ浦市の未利用地に石炭火力発電所の開発を進めていきます。

本事業においては、未利用地の有効利用、温室効果ガス排出抑制のため利用可能な最新鋭の技術である超々臨界圧(USC)発電技術^{*2}導入に加え、適切な環境設備の設置を図ることや、バイオマス混焼等も検討し、地球環境及び地域社会の環境負荷低減を図ることとしています。

特に、二酸化炭素の排出削減については、先般、電気事業連合会加盟10社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者(新電力)有志が、国の目標・計画と整合的な低炭素化社会の実現に向けた新たな自主的枠組みを構築するとともに、電気事業における低炭素化社会実行計画を策定していることから、当社としても、この自主的枠組みの下で排出削減に取り組む所存です。

なお、規模については、安定供給の確保、電気料金のコスト低減の観点から、出光興産株式会社所有の未利用地内で設置可能な200万kWとし、運転開始時期は、1号機は平成37年度、2号機は平成38年度を予定しています。

本冊子は、環境影響評価方法書のあらましを紹介するものです。ご一読いただきまして、(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1,2号機建設計画への皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

^{*1} ベースロード電源 : 「発電(運転)コストが、低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源」のことをいいます。地熱、水力、原子力、石炭火力が該当します。

^{*2} 超々臨界圧(USC) : 火力発電所の熱効率向上を図るため、従来の超臨界圧発電技術の蒸気条件(圧力22.1MPa、温度566℃)をさらに上回る蒸気条件を採用した発電技術のことをいい、本事業では、設計熱効率(発電端、高位発熱量基準)43%以上を採用する計画としています。

対象事業の概要

対象事業の内容

事業の名称	(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所 1,2号機建設計画
原動力の種類	汽力
燃料	石炭
出力	総出力200万kW 1号機：100万kW 2号機：100万kW
所在地	千葉県袖ヶ浦市中袖3-1他
運転開始時期	1号機：平成37年度(予定) 2号機：平成38年度(予定)

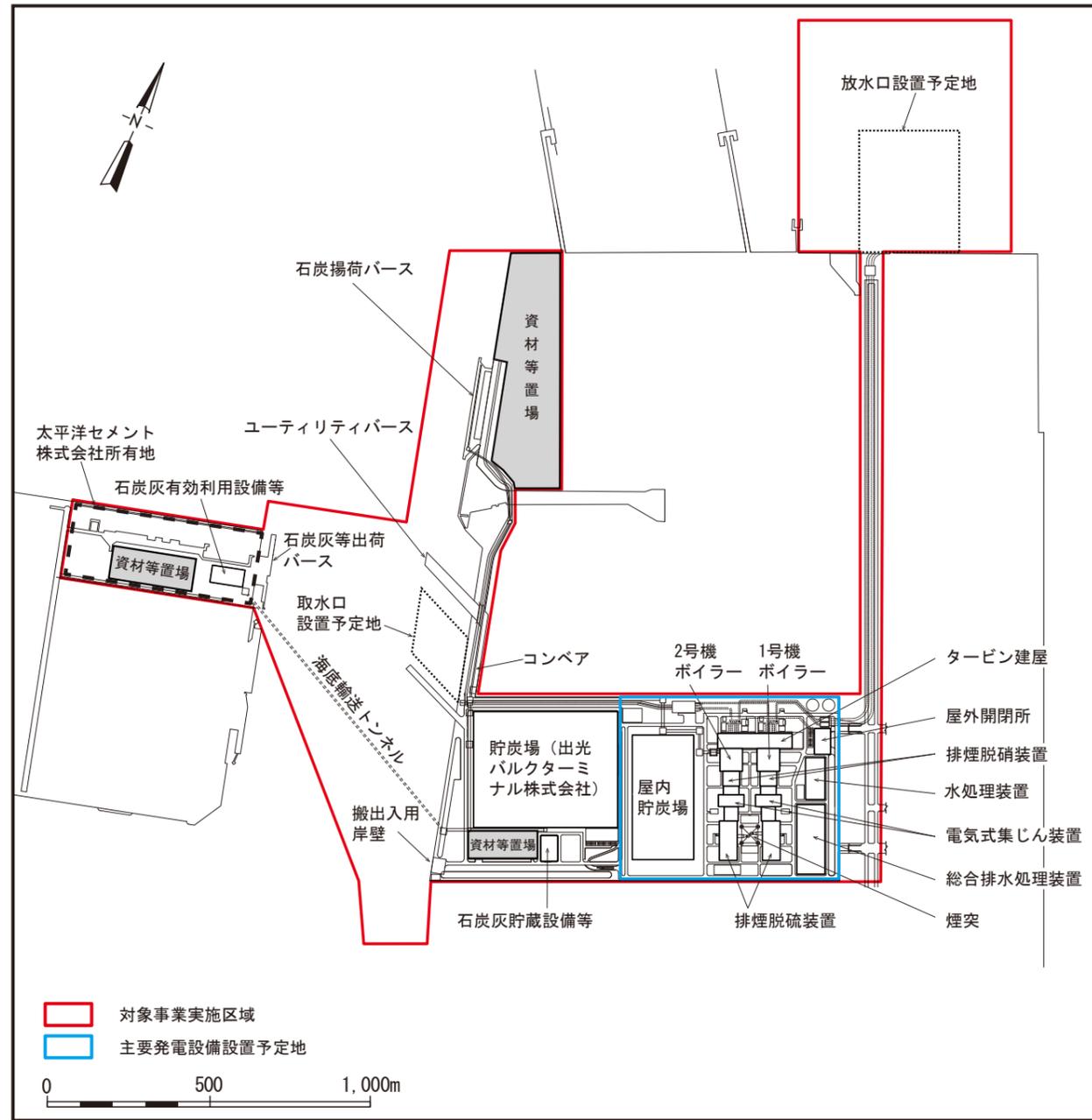


対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況

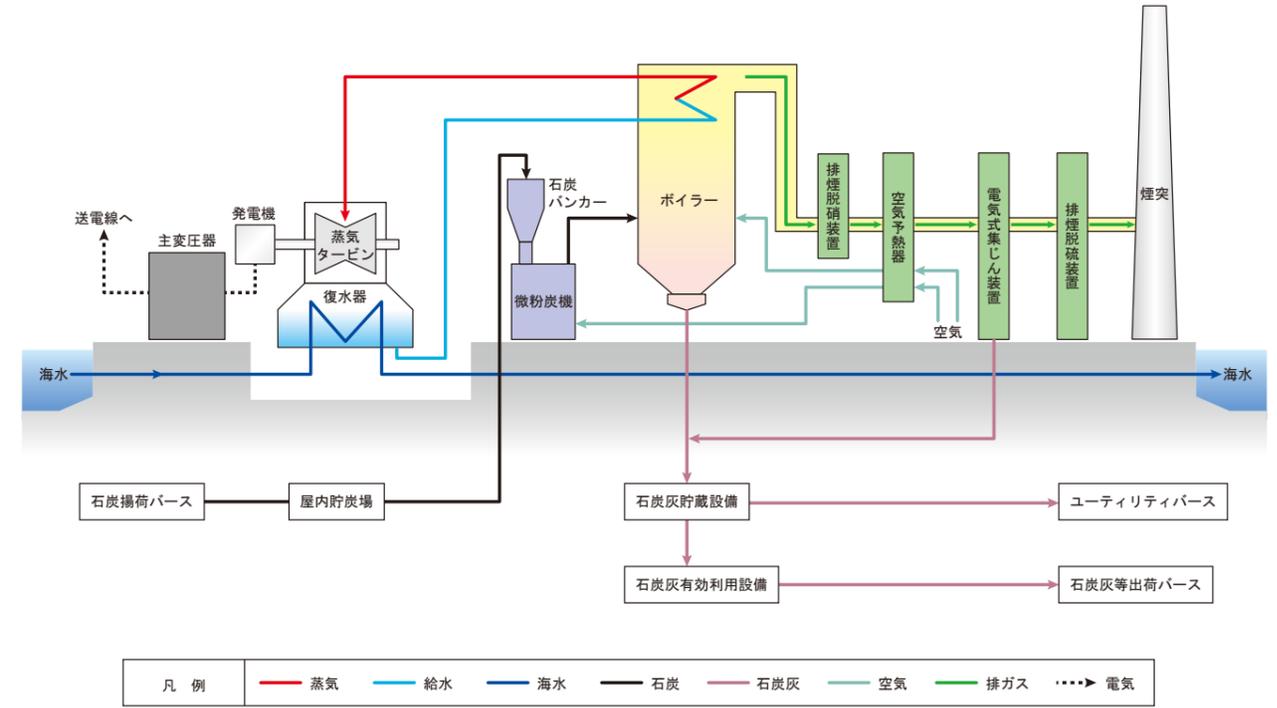


[平成27年4月16日撮影]

発電所の配置計画の概要



発電所の設備の概念図



工事工程 (予定)

着工後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
着工後の月数	0	12	24	36	48	60	72	84	96	
主要工程	▼準備工事開始		▼1号機着工				▼1号機運転開始			
			▼2号機着工				▼2号機運転開始			
準備工事 (整地等)	24ヶ月									
取放水設備他 土木建築工事	60ヶ月									
1号機	土木建築工事	50ヶ月								
	機器据付工事	27ヶ月								
	試運転						9ヶ月			
2号機	土木建築工事	50ヶ月								
	機器据付工事	27ヶ月								
	試運転						9ヶ月			

注: 準備工事開始は、平成31年度を予定しています。

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の着工前に、環境の現状を調査し、事業の環境への影響を予測及び評価して、その結果に基づき適正な環境配慮について検討を行うものです。

環境影響評価方法書は、環境影響評価を行うために必要な対象事業の概要、対象事業実施区域周辺の状況及び環境影響評価を行う項目並びに調査、予測及び評価の手法等について記載したものです。

対象事業実施区域及びその周囲の概況把握

● 自然的状況

大気環境、水環境、土壌及び地盤、地形及び地質、動植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場並びに一般環境中の放射性物質の状況について、既存の文献等を参考に概況を調査しました。

● 社会的状況

人口及び産業、土地利用、海域等の利用、交通、学校・病院・住宅等の配置、下水道の整備及び廃棄物の状況について、既存の文献等を参考に概況を調査しました。
また、環境保全を目的とした法令等による指定地域、規制基準についても内容を調査しました。

対象事業に係る環境影響評価の項目

環境影響評価を行う項目は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号)(以下「発電所アセス省令」という)に基づき、対象事業の特性と対象事業実施区域及びその周囲の地域特性を踏まえ、右表のとおり選定しました。

調査・予測の手法

発電所建設等の工事や運転によって、環境の変化が予想される大気や水質等について、文献調査及び現地調査により現況を把握した後、数値計算等によりどの程度影響があるかを予測し、環境保全に対して配慮すべき事項を検討します。

評価の手法

調査及び予測の結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討、評価します。

また、国や自治体によって、環境基準や環境保全上の規制基準等の環境保全施策が示されている場合には、それらとの整合が図られているかを検討、評価します。

環境影響評価項目の選定表

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用						
			工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形変化及び施設の存在	施設の稼働			資材等の搬出入	廃棄物の発生	
環境要素の区分						排ガス	排水	温排水	機械等の稼働			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫酸化合物				○					
			窒素化合物	○	○		○				○	
			浮遊粒子状物質	○	○		○					○
			石炭粉じん			○					○	
			粉じん等	○	○							○
			重金属等の微量物質				○					
	騒音	騒音	○	○						○	○	
		振動	○	○						○	○	
		その他								○		
	水環境	水質	水の汚れ					○				
			富栄養化					○				
			水の濁り		○	○						
			水温						○			
底質		有害物質		○								
その他	流向及び流速							○				
その他の環境	地形及び地質											
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)			○	○						
		海域に生息する動物				○		○				
	植物	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く。)			○	○						
		海域に生育する植物				○		○				
生態系	地域を特徴づける生態系											
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○							
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○								○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○						○	
		残土			○							
	温室効果ガス等	二酸化炭素				○						

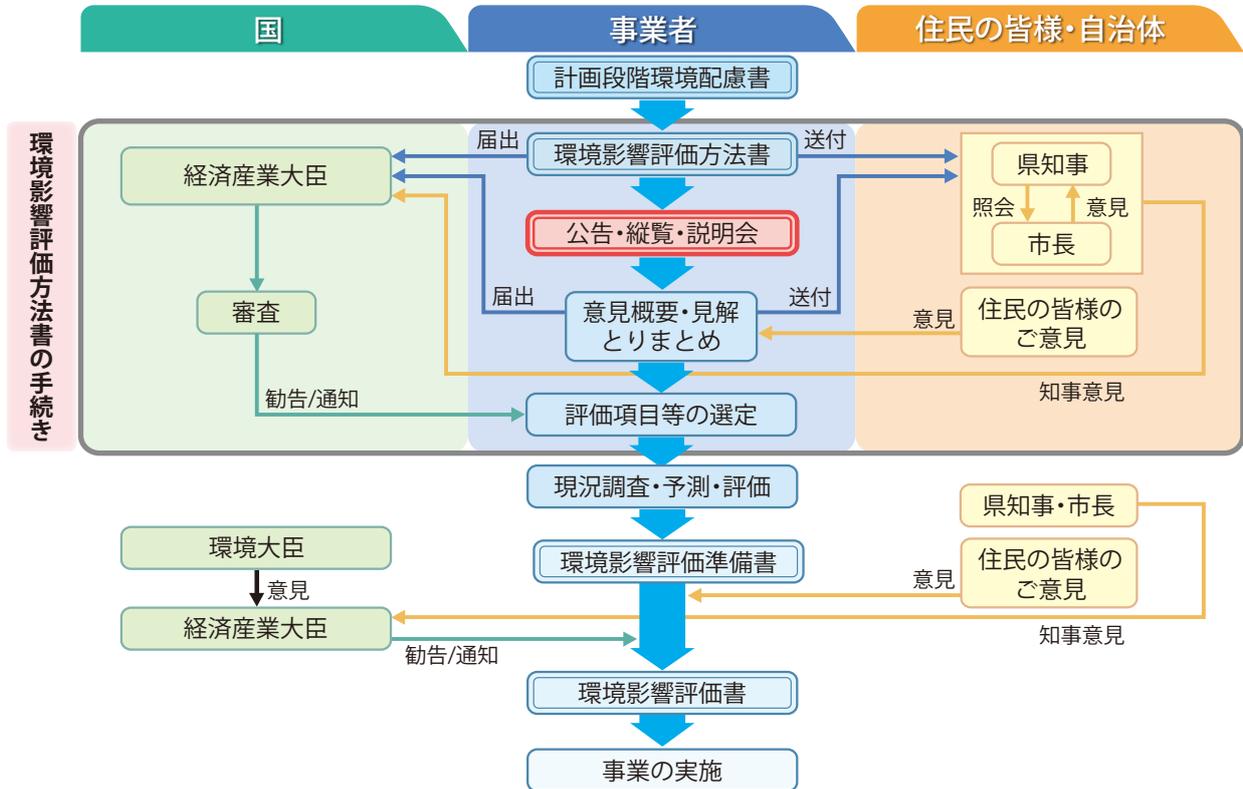
注:1. ■は、「発電所アセス省令」に定める火力発電所の環境影響評価項目(参考項目)を示します。
2. 「○」は、環境影響評価の項目として選定する項目を示します。

経緯

平成27年6月：計画段階環境配慮書の送付 平成28年1月：環境影響評価方法書の届出・送付

環境影響評価の手続き

環境影響評価の手続きは次のとおりであり、今回の「環境影響評価方法書」の縦覧は赤枠で示した段階のものです。今後、皆様のご意見をお聞きした上で現況調査・予測・評価を行い、その結果を「環境影響評価準備書」として縦覧し、さらに「環境影響評価書」としてとりまとめることとなります。



環境影響評価方法書の縦覧について

縦覧場所		縦覧期間、時間等
千葉県	千葉県庁 環境生活部環境政策課、 千葉県君津地域振興事務所 地域環境保全課（君津合同庁舎3階）	平成28年2月1日(月) ～3月1日(火)
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市役所 市政情報室、長浦行政センター、平川行政センター	午前9時～午後5時
市原市	市原市役所 環境部環境管理課、姉崎支所、五井支所（サンプラザ市原2階）	（市原市の縦覧場所は、 午前8時30分 ～午後5時15分）
木更津市	木更津市役所 朝日庁舎 行政資料室、環境部環境管理課（木更津市クリーンセンター内）、岩根公民館、中郷公民館、金田公民館	
事業者	株式会社千葉袖ヶ浦エナジー（事務所）	土曜、日曜、祝日を除きます。

当社事務所では平成28年3月15日(火)までご覧いただけます。
 当社ホームページでも、平成28年3月15日(火)までご覧になれます。（<http://www.csenergy.co.jp/>）

ご意見の受付

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、平成28年3月15日(火)[当日消印有効]までに意見書を下記お問い合わせ先へお寄せください。

お問い合わせ先 株式会社 千葉袖ヶ浦エナジー

〒261-7125 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
 ワールドビジネスガーデンマリブイースト25階
 電話:043-299-0620（土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）



再生紙を使用しています。